

(仮称) 伊達紋別駅南集会所条例 (案)

(設置)

第1条 市民相互の交流及び協働を促進し、市民活動の振興を図ることにより、活力ある地域社会の形成に寄与するため、伊達紋別駅南集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊達紋別駅南集会所

位置 伊達市山下町8番地54

(業務)

第3条 集会所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民相互の交流の場を提供すること。
- (2) 市民活動の場を提供すること。
- (3) 大会、会議、集会等の場を提供すること。
- (4) その他集会所の設置目的を達成するために必要な業務

(開所時間及び休所日)

第4条 集会所の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めたときは、これを変更し、又は別に休所日を設けることができる。

- (1) 開所時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休所日 1月1日から同月5日まで及び12月31日

(利用の承認)

第5条 集会所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集会所の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、集会所の管理運営上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の承認をする場合において、集会所の管理運営上必要があると認めたときは、その利用について条件を付すことができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項を変更し、又は承認を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- (4) 天災その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定により利用の制限をした場合において、利用者に損害が生じても市長はその賠償の責

めを負わないものとする。ただし、前条第2項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料等)

第7条 利用者は、別表に定める使用料及び暖房料（以下「使用料等」という。）を納めなければならない。

2 市長は、別に定める場合に限り、使用料等を減額し、又は免除することができる。

3 市長は、既納の使用料等は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、使用料等を還付することができる。

(目的外の利用等の禁止)

第8条 利用者は、集会所の利用の承認を受けた目的以外に利用し、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第9条 利用者は、特別の設備を設置し、又は既存の設備を変更して利用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第6条の規定により承認を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により、集会所の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第12条 市長は、集会所の管理運営上支障があると認めた者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に集会所の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に集会所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 集会所の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 集会所の利用促進に関する業務

(4) 集会所の利用の承認等に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、集会所の管理運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

3 第1項の規定により指定管理者に集会所の管理を行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、集会所の開所時間若しくは休所日を変更し、又は休所日を別に設けることができる。

4 第1項の規定により指定管理者に集会所の管理を行わせる場合は、第5条、第6条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第14条 前条第1項の規定により指定管理者に集会所の管理を行わせる場合において、市長は指定管

理者に集会所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、第7条第1項の規定にかかわらず、利用者は、同項の規定による額の範囲内で当該指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を利用料金として納めなければならない。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合は、第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（準備行為）

2 利用の承認の申請その他集会所を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

区分	使用料				暖房料 1時間当たり
	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
研修室1	350円	500円	600円	1,200円	100円
研修室2	350円	500円	600円	1,200円	100円
研修室2室を 利用する場合	700円	1,000円	1,200円	2,400円	100円
会議室	1,100円	1,500円	1,900円	4,000円	200円

備考

- 1 営利又は営業の目的で利用する場合は、使用料を20割増とする。
- 2 前項の目的以外で利用する場合、入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するもので、その額が2,000円を超えるものを徴収する場合は、使用料を10割増とする。
- 3 午前と午後又は午後と夜間の区分を通して利用する場合は、それぞれの使用料を合算した額とする。
- 4 暖房料を徴収する期間は11月1日から翌年4月30日までとする。ただし、市長が認めたときは、期間を変更することができる。
- 5 備付物件の使用料は、徴収しないものとする。
- 6 午前9時前から又は午後10時後に継続して利用する場合は、夜間の区分の使用料の1時間割額に当該利用時間数を乗じて得た額とする。なお、1時間未満の利用については、1時間の利用とみなすものとする。